

平成 26 年 6 月 17 日

欧州財務報告諮問グループ 御中

**ショート・ディスカッション・シリーズ「持分法：測定基礎なのか一行連結
なのか」に対するコメント**

我々は、欧州財務報告諮問グループ（以下「EFRAG」という。）によるショート・ディスカッション・シリーズ「持分法：測定基礎なのか一行連結なのか」に対するコメントの機会を歓迎する。

1. 我々は、持分法の適用に関して、概念上及び適用上の解決すべき課題がある旨を認識している。このため、持分法のあり方を検討しようとする EFRAG の取組みを支持する。
2. 持分法の手続には連結手続の考え方に基づいた要求事項が多く含まれていることから、持分法は「一行連結」と呼ばれてきた。持分法の性質を「一行連結」と捉えた場合、持分法の適用を通じて認識される純損益や OCI（純額）、純資産額の変動は、原則として、連結手続を適用した場合と同一になる。
3. 他方、IFRS では、近年に公表された改正 IFRS 第 3 号「企業結合」や IFRS 第 10 号「連結財務諸表」において、「支配(control)」の概念を重視し、「企業集団(group)」は親会社と子会社から構成されると定義されており、当該企業集団の概念に従って、子会社への投資か他の企業（関連会社を含む）への投資かによって、会計処理に大きな差異が生じることになる。このため、概念的には、「一行連結」の考え方を支持する根拠を直ちに見出すことは困難ではないかという議論が起こっているものと理解している。
4. 我々は、持分法の有用性については、適用範囲と関連づけて議論を行うべきと考えているが、関連会社や共同支配事業に対する投資について、持分法を廃止し、IFRS 第 9 号「金融商品」で定められている他の資本性金融商品への投資の会計処理と整合するように、全てを FV-PL による測定に変更するような根本的な変更を行うことは、少なくとも、適切ではないと考えている。
5. この点、我々は、十分な情報を得た上で見解を形成していくことを目的として、我が国における財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人に対するアンケート調査を実

施した。その結果、殆ど全ての回答者から、企業集団の財務業績を適時に表示する上で、現行の会計基準に基づく持分法投資損益の情報は概ね有用であり、すべての資本性金融商品への投資について、FV-PL による測定を行ったり、関連会社や共同支配企業への投資について投資先からの受取配当金の受領を待って純損益を認識したりするのは、企業集団の財務業績を表示する上で有用でないという見解が示された。他方、持分法の適用に関して、適時に必要な情報を得ることが困難である場合が多い旨も含め、適用上の課題が多くあるというコメントも示された。フィードバックの詳細については、本レターの別紙を参照していただきたい。

6. 回答者からのフィードバックを考慮すると、我々は、今後 IASB が予定しているリサーチ・プロジェクトにおいては、主に次の点を明確化することが有用と考えている。
 - (1) 現在行われている「概念フレームワーク」における純損益の位置づけに関する議論において、持分法投資損益の性質をどのように合理的に説明することができるか。また、当該議論との関係で、持分法の適用はどのような状況において適当とすべきか（適切な持分法の適用範囲）。
 - (2) 持分法の適用にあたって、連結手続と同様の手続の適用が必要な項目は何か、また、必要でないとしても連結手続と同様の手続の適用が望ましい項目はあるか。
 - (3) 持分法の適用から得られる財務情報を有用なものであることを維持しつつ、持分法の適用にあたっての実務上の負担を、どのように軽減しうるか。

(別紙)

当委員会が実施したアンケート調査に寄せられたフィードバックの概要

1. 本レターの第5項に記載したアンケート調査を実施した結果、当委員会は多くの回答者（財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人）からフィードバックを受けた。アンケートでは、主に、次のようなメッセージが示された。

(1) 持分法の適用から得られる財務情報の有用性

(2) 持分法の適用範囲

(3) 持分法の適用上の課題

持分法の適用から得られる財務情報の有用性

2. 現行の IFRS における企業集団の概念が引き続き適切であることを前提とした場合、「重要な影響力」が存在する投資先等に対する持分法の適用からもたらされる情報（とりわけ、持分法投資損益から得られる情報）について有用と考えるかという質問を行った。
3. 当該質問に対して、財務諸表作成者の一部から、関連会社の性質は大きく異なっており、適切な持分法の適用範囲を特定することは困難であるため、持分法は財務諸表の利用者に有用な情報を提供していないという回答があった。
4. 他方、殆ど全ての回答者（全ての財務諸表利用者、殆ど全ての財務諸表作成者）から、連結財務諸表において、持分法を適用することは一般的に財務情報（とりわけ、持分法投資損益）の有用性に資するものであり、持分法の適用は有用であるとのコメントが示された。回答者からの主なフィードバックは以下のとおりである。
 - 資本金金融商品について、関連会社への投資を含めて一律 FV-PL で測定することは、特に関連会社への投資は通常売却を通じた資本増価を目的として保有されていないことや、非上場会社への投資の場合には測定の信頼性に懸念があること等から、有用な財務情報の提供に資さない。
 - 関連会社等から受取配当金を受領するのを待つて損益を認識する方法は、配当金を受け取るまでに時間差を考慮すると、企業集団の連結上の財務業績を表示する上で適切でない。
 - 関連会社への投資は、重要な影響力を行使することによって投資先の事業からの成果を得るために事業活動の一部として保有されているため、当該投資に対して持分法を適用することが有用な情報の提供に資する。

持分法の適用範囲

5. 持分法の適用からもたらされる情報について一般的に有用と考えると回答した回答者に対して、持分法の適用が必ずしも有用な財務情報につながらない状況があると考ええるかについて質問を行った。
6. 当該質問に対して、全ての財務諸表利用者から、持分法の適用が利用者に有用な情報をもたらさない状況があるという回答が示された。例えば、ある財務諸表利用者は、投資先が上場企業の場合、公正価値測定の方がより有用な財務情報の提供に資すると回答している。
7. また、複数の財務諸表作成者から、例えば、次の場合には、持分法の適用が必ずしも有用な財務情報の提供に資するとはいえない場合もあり、持分法の適用範囲については、なお改善すべき点があると考えられるという回答が示された。
 - 関連会社が他の会社によって支配されている場合等、配当方針を他社によってコントロールされている場合
 - 将来的な売却を前提としているような場合
8. さらに、一部の回答者から、20%の数値基準によって重要な影響力を推定する投資先とそれ以外の投資先で、特にいずれも戦略的な保有を目的としている場合、会計処理に差を設けることの概念的根拠を明らかにすべきとのコメントがあった。

持分法の適用上の課題

9. 我々は、持分法を適用するにあたって、実務上の重要な課題があるかについて質問を行った。
10. 当該質問に対して、大多数の財務諸表作成者が、持分法の適用にあたって実務上の課題があると回答しており、どこまで連結手続に準じた会計処理が求められるのかについて明らかにして欲しいという見解が示された。この点、財務諸表作成者からは、特に、次の実務上の課題が挙げられた。
 - (1) 適時に十分な情報の入手
 - (2) 投資者と投資先の会計方針及び決算日の統一
 - (3) 持分法投資の減損テストの取扱い
11. 上記について、財務諸表作成者から示された実務上の課題の概要は次のとおりである。
 - (1) 適時に十分な情報を入手すること
 - 大多数の作成者は、持分法の適用にあたって、投資者の相対的なパワーと比較した他の株主のパワーの強さの程度等により、関連会社から適時に十分な情報を入手することが困難な場合があると回答している。
 - 特に次のような関連会社については、適時に十分な情報を入手することが困難

である。

- 上場企業
- 他の支配株主や筆頭株主が存在する企業
- 独自に連結グループを構成している投資先

(2) 会計方針の統一、決算日の統一

- 多くの作成者は、持分法の適用にあたって、原則として IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」では投資者と投資先との間の会計方針の統一及び決算日の統一が求められているが、投資者が投資先との会計方針又は決算日の統一を求める十分なパワーを有していない場合があり、投資者と投資先との会計方針又は決算日の統一が困難な場合が多いと回答している。

(3) 持分法投資の減損テストの取扱い

- 複数の作成者は、持分法投資は、IAS 第 36 号「資産の減損」に従い減損テストを行うとされているが、IAS 第 36 号に従った減損テストの実施について実務上の困難を伴うことがあると指摘している。すなわち、IAS 第 28 号では、持分法の手続において、投資先を単一の資産とせずに連結と同様の手続きを要求している規定がある一方、減損テスト時において IAS 第 36 号に従って単一の資産として会計処理を行う規定がある（例えば IAS 第 28 号第 42 項）ためである。

以 上